

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年3月10日 提出
【計算期間】	第2期(自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10 日)
【ファンド名】	セゾン資産形成の達人ファンド
【発行者名】	セゾン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 晴啓
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1-1
【事務連絡者氏名】	井戸上 徳器
【連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1-1
【電話番号】	03-3988-8669
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② 信託金の限度額

5,000億円

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/内外/資産複合に属します。商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の(2)ファンドの仕組みをご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 その他資産 () 資産複合

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりになっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般型 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり
			ファンド・オブ・ファンズ	なし
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州		
不動産投信	日々	アジア		
その他資産 (投資信託証券(株式・債券))	その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分変更型 資産配分変更型		エマージング		

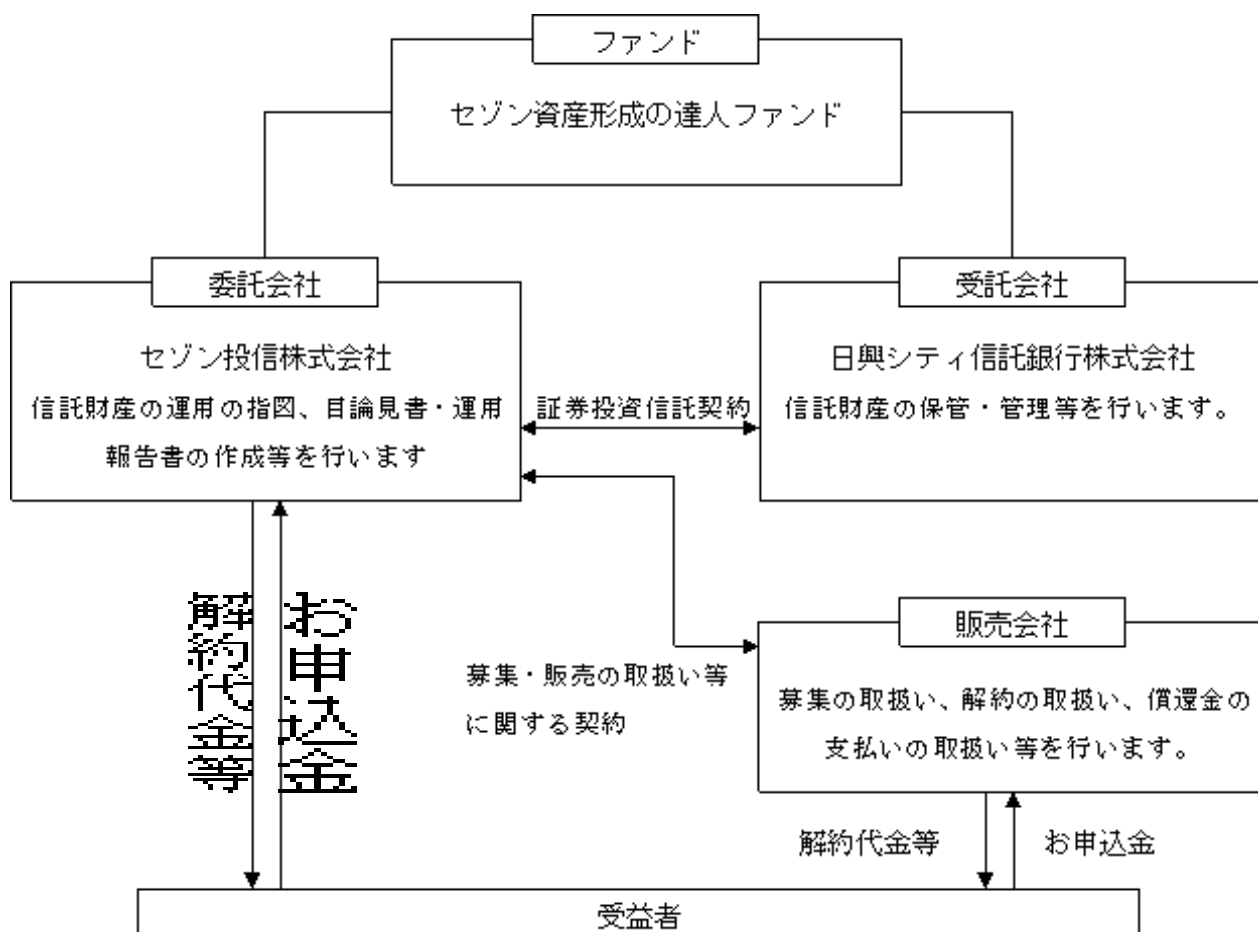
なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式・債券))	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

（２）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



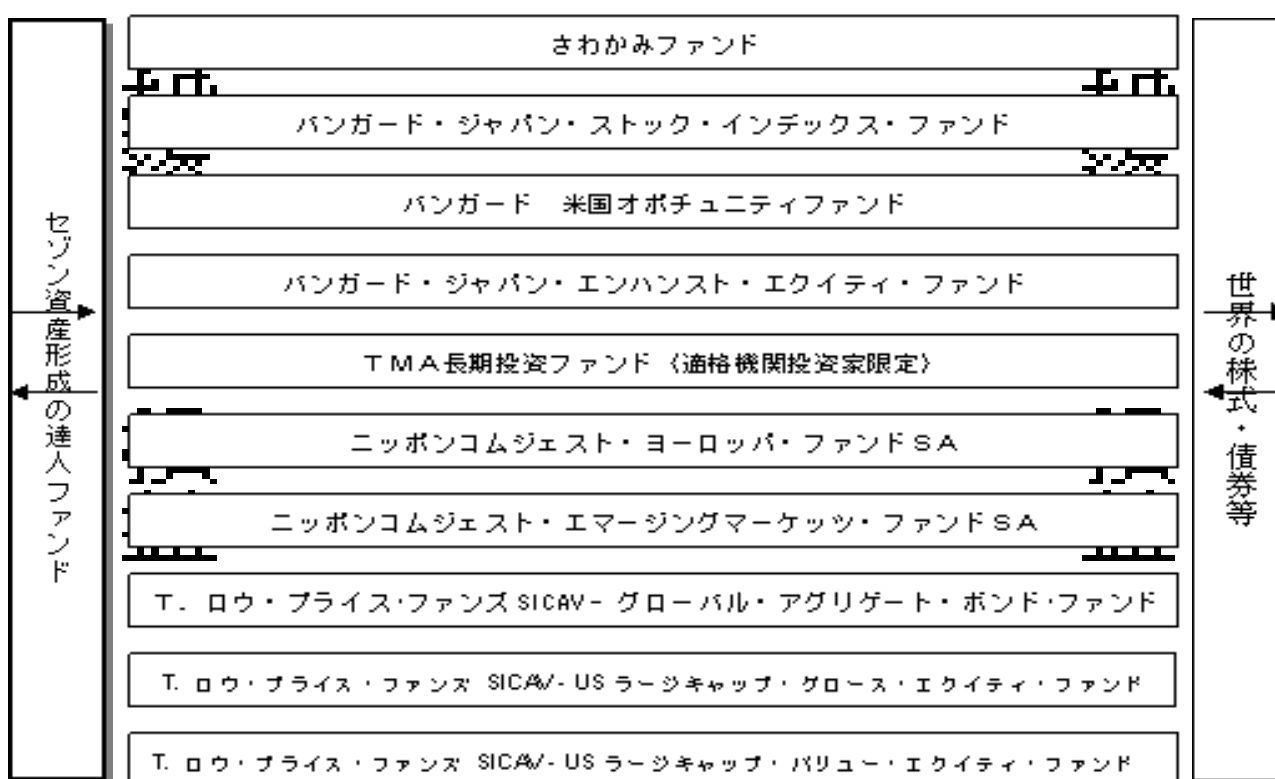
※セゾン投信株式会社は販売会社としての役割も有しています。なお、セゾン投信を通じてお買付いただいた受益権につきましては、当社に振替決済口座を開設いただき当口座にて管理されます。

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出された信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係わる業務の内容、一部解約に関する事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

〈ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて〉

当ファンドは、主として国内外の投資信託証券（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

投資対象 ファンド



②委託会社の概況（平成21年2月末日現在）

■資本金

660百万円

■委託会社の沿革

平成18年6月 「セゾン投信株式会社」設立
平成19年1月 投資信託委託業認可（当時）を取得
平成19年8月 増資の実施（新資本金 460百万円）
平成19年9月 金融商品取引業者として登録
登録番号：関東財務局長（金商）第349号
平成20年5月 増資の実施（新資本金 560百万円）
平成21年2月 増資の実施（新資本金 660百万円）

■大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	26,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

主として、投資信託証券を中心に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資態度

■一貫した「長期投資」という投資哲学に基づいて運用されている投資信託証券への投資を通じて、長期的な資産の成長を図ります。

■投資信託証券への投資にあたっては、国内外の投資信託証券の中から、資産規模、運用実績、コストなどの面ならびに投資信託証券の運用方針、投資態度をリサーチ実施の上、投資を行います。今後も、本格的な長期投資の投資信託証券を世界から探し、投資基準に基づいて選択した投資信託証券は、随時追加組入れを行います。日本の一般投資家には情報が入手しにくい海外の投資信託証券や機関投資家向け投資信託証券も投資対象となります。また投資対象とした投資信託証券を投資対象から除外する場合があります。

■市場動向を勘案しながら複数の投資信託証券に分散投資してアセットアロケーションを形成していきます。各投資信託証券への投資比率や投資タイミングは、市場動向等を勘案して決定していきます。また投資環境によっては、現金ポジションを高めに維持することもあります。

投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

委託会社	投資対象ファンド名
さわかみ投信	さわかみファンド
バンガード・グループ	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド
	バンガード 米国オポチュニティファンド
東京海上アセットマネジメント投信	バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンド
	TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉
日本コムジェスト	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA
	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA
T. ロウ・プライス・グループ・インク	T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド
	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド
	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュエーション・エクイティ・ファンド

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※組入外貨資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

<参考情報：投資対象ファンドの概要>

・本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

1. さわかみファンド

ファンド概要

（平成21年1月末日現在）

ファンド名	さわかみファンド
-------	----------

投資信託協会分類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本
ファンドの目的	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
主な投資対象・制限	国内外の株式等を中心に、投資対象の割合等には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用を行います。
投資態度	・経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを運用の基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。 ・将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 ・『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 ・運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんが、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
収益分配方針	毎決算時に収益分配方針に基づいて、分配を行います。ただし、基準価額水準・市場動向等を勘案して、分配を行わないこともあります。分配金再投資専用ファンドですので、分配金は税金が差し引かれた後で自動的に再投資されます。
信託期間	無期限
委託会社	さわかみ投信株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
設定日	平成11年8月24日
決算日	8月23日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

2. バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

ファンド概要

（2008年12月末日現在）

ファンド名	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド
分類	インベスターFOFシェア・クラス（円建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	日本株式に投資するインデックス・ファンドです。MSCI ジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCI ジャパン・インデックスの構成銘柄を投資対象とします。ポートフォリオの構築にあたっては、インデックスを構成しているすべてまたは一部の主要銘柄をインデックスと概ね同じ組入比率で保有することを基本とします。
信託期間	無期限
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	J.P.モルガン銀行（アイルランド）
管理事務代行会社	J.P.モルガン・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
設定日	2007年3月21日
決算日	毎年12月31日

3. バンガード 米国オポチュニティファンド

ファンド概要

（2008年12月末日現在）

ファンド名	バンガード 米国オポチュニティファンド
分類	インスティテューショナルシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人

ファンドの目的	平均を上回る潜在的な収益成長力がありながら、その企業価値がまだ市場価格に反映されていない銘柄へ投資することで、ファンド資産の長期的成長を目指すファンドです。
運用方針／投資対象	ファンドは主に米国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。企業のファンダメンタルズ・バリュー（本来価値）を調査・分析し、その業界での地位、売上高、収益性、長期的視点からの業績予想と経営陣の能力において、市場価格を上回る魅力があると判断される銘柄を選出します。
信託期間	無期限
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
運用委託先	プライムキャップ・マネジメントカンパニー
保管銀行	J.P.モルガン銀行（アイルランド）
管理事務代行会社	J.P.モルガン・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
設定日	2002年4月8日
決算日	毎年12月31日

4. バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンド

ファンド概要

（2008年12月末日現在）

ファンド名	バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンド
分類	インスティテューショナルシェア・クラス（円建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSC I ジャパン・インデックスとほぼ同様のリスク特性で日本株式に投資し、MSC I ジャパン・インデックスよりも大きなリターンを目指すファンドです。
運用方針／投資対象	ファンドは主にMSC I ジャパン・インデックスを構成する日本株式から定量的な投資アプローチにより、魅力的な価値と成長見通しを持つと判断される銘柄を選出し、投資を行います。
信託期間	無期限
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	J.P.モルガン銀行（アイルランド）
管理事務代行会社	J.P.モルガン・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド
設定日	未定
決算日	毎年12月31日

※設定日は平成20年12月末日現在において未定です。

バンガード・グループが設定・運用を行う当該投資対象ファンドは、外国証券投資法人[※]の発行する投資証券です。

※「外国証券投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券又は投資法人債券に類する証券を発行する法人です。

5. TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉

ファンド概要

（平成21年1月末日現在）

ファンド名	TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉
投資信託協会分類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的	当ファンドは、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

主な投資対象・制限	主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。株式への実質投資割合には、制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
投資態度	①国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 ③実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。 <ご参考>「東京海上長期投資マザーファンド」投資方針 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象とします。 ①生活者の視点から長期的に必要とされるビジネスを展開する国内外の企業を選別し、長期保有することを原則とします。 ②絶対収益を意識した組入れ比率調整を行うため、相対的に内外株式よりも短期金融資産や内外債券が割安であると判断した場合には、内外株式の比率が50%を下回ることもあります。 ③組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
収益分配方針	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
設定日	平成19年12月27日
決算日	原則、毎年5月15日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

6. ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A

ファンド概要

(平成21年1月末日現在)

ファンド名	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A
投資信託協会分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	①当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等は行いません。 ⑤有価証券の貸付は行ないません。 ⑥当ファンドの運用を行なう日本コムジェストは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託します。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

信託期間	無期限
委託会社	日本コムジェスト株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
設定日	平成20年2月22日
決算日	毎年12月25日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

7. ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A

ファンド概要

（平成21年1月末日現在）

ファンド名	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A
投資信託協会分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。 株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	① 当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ② マザーファンドの受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。 ⑤ 有価証券の貸付は行ないません。 ⑥ 当ファンドの運用を行なう日本コムジェストは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託しています。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	日本コムジェスト株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
設定日	平成20年3月7日
決算日	毎年12月25日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

8. T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

ファンド概要

（2008年12月末日現在）

ファンド名	T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンド形態	ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
ファンドの目的 （基本方針）	本ファンドは、投資に関する情報の不均一やガイドライン、流動性による制約を背景として生じた非効率性に着目することに徹底し、トータル・リターンを最大限に追求します。

主な投資対象・制限	国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債、モーゲージ、アセット・バック債など譲渡可能債券から成る広く分散されたグローバルなポートフォリオに主に投資します。 ユニバース、投資適格債への投資には制限を設けません。社債（発行者につき）はベンチマーク比上限0.50%、非投資適格債券（ハイ・イールド、エマージング市場）への投資には上限20%の制限を設けています。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
設定日	2001年7月9日
決算日	毎年12月31日

9. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド
ファンド概要 (2008年12月末日現在)

ファンド名	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンド形態	ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
ファンドの目的 （基本方針）	本ファンドは、平均を上回る収益成長率が期待でき維持できる可能性がある企業へ重点を置いて投資し、長期的な元本成長をもたらすことを追求します。
主な投資対象・制限	大型米国会社の譲渡可能株式および株式関連証券から成る広く分散されたポートフォリオに主に投資します。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
設定日	2003年7月31日
決算日	毎年12月31日

10. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド
ファンド概要 (2008年12月末日現在)

ファンド名	T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド
分類	インスティテューショナル・クラス
ファンド形態	ルクセンブルグ籍 / 会社型投資信託
ファンドの目的 （基本方針）	本ファンドは、過去の株価水準や業界平均に比べ相対的に割安な水準で株価が推移している企業へ重点を置いて投資し、長期的な元本成長をもたらすことを追求します。
主な投資対象・制限	大型米国会社の譲渡可能株式および株式関連証券から成る広く分散されたポートフォリオに主に投資します。
信託期間	無期限
委託会社	T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド
保管銀行／受託会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理事務代行会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

設定日	2001年6月28日
決算日	毎年12月31日

<参考情報：委託会社概要>

さわかみ投信株式会社

本社所在地：	東京都千代田区紀尾井町 6－1 2 紀尾井町福田家ビル
代表取締役：	澤上 篤人
沿革：	平成 8年7月 ： さわかみ投資顧問株式会社を設立 ： 投資顧問業の登録 平成11年4月 ： さわかみ投信株式会社に商号変更 平成11年5月 ： 投資一任契約にかかる業務の認可 ： 投資信託委託業の認可 平成11年8月 ： 「さわかみファンド」設定 平成19年9月 ： 金融商品取引業の登録

平成21年1月末日現在

委託会社の特徴

日本における長期投資のパイオニア

「サラリーマン家庭の財産作りを長期運用でお手伝いする投資信託会社」という独自のコンセプトを掲げ、これまで証券会社等をはじめとする販売会社を中心だった日本の投資信託の世界において、運用会社による直接販売を導入してサラリーマンを中心とする個人投資家から圧倒的な支持を集めています。

ザ・バンガード・グループ・インク

本社所在地	ペンシルバニア州バレーフォージ
創業	1975年
海外拠点	オーストラリア（メルボルン） ベルギー（ブリュッセル） シンガポール 日本（東京）他、計8拠点
最大ファンド	バンガード500インデックス・ファンド 807億米ドル（約7.3兆円）（2008年10月末時点）
運用総資産	1兆1,000億米ドル（約100兆円）（2008年12月末時点）
ファンド数	150以上の米国籍ファンド（変額年金を含む）、海外市場では40のファンドを販売
会長兼CEO	ウィリアム・マクナブIII
社長	ジョン・J・ブレナン
従業員数（米国）	約12,400人

2008年12月末現在

委託会社の特徴

- 1) バンガード・グループは世界最大級の運用会社であり、運用資産残高は、2008年12月末時点で約 1 兆 1,000億ドル（日本円換算で約100兆円）です。
- 2) バンガード・グループは米国の投資信託業界におけるローコストリーダーです。
バンガードファンドの平均エクスペンスレシオ（平均純資産に対する運用その他の経費比率）は、2007年中の業界平均1.22%に対し、0.20%となっています。 ※バンガード・グループ調べ
- 3) バンガード・グループは、インデックスファンド全米シェアNO.1※です。
バンガード・グループは、1976年に個人投資家向けのインデックスファンドを世界で初めて設定しました。現在でも、米国ミューチュアル・ファンド業界において、インデックス運用商品の半分近いシェアを握っています。 ※バンガード・グループ調べ（2007年12月末時点）

<バンガード・グループのアクティブ運用ファンドとプライムキャップ社について>

バンガード・グループは株式のアクティブ運用ファンドについては、その多くの運用を外部に委託する形態をとっており、米国オポチュニティファンドを運用するプライムキャップ社とバンガード・グループは20年以上にわたる協業の歴史があります。
プライムキャップ社は、1983年9月にカリフォルニア州で設立された、株式ポートフォリオの運用を専門とする独立系の運用会社です。ファンダメンタル分析を徹底して行い、長期的な視点で投資を行っています。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

本社所在地：	東京都千代田区丸の内1-2-1東京海上日動ビルディング新館
--------	-------------------------------

沿革：	昭和60年12月：東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立 昭和62年2月：投資顧問業者として登録 6月：投資一任業務認可取得 平成3年4月：国内および海外年金の運用受託を開始 平成10年5月：東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得 平成19年9月：金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第361号
-----	--

平成21年1月末日現在

委託会社の特徴

昭和60年12月に設立された投信・投資顧問会社です。個人のお客様向けの公募投信と企業年金など機関投資家や事業法人のお客様向けの投資顧問業務の運用などを行っています。

「独自の徹底的な調査と分析を投資の原点に置く」との一貫した運用哲学を全社員が共有し、多様なニーズにお応えできる幅広いラインアップ、きめ細かなお客様サービス、コンプライアンスの遵守などにより受託者責任の完遂を目指しています。

グローバルな運用体制のもと、伝統的な株式や債券はもとよりプライベートエクイティをはじめとしたオルタナティブ分野にも注力するとともに、様々なニーズに対し最適なソリューションを提供しています。

日本コムジェスト株式会社

本社所在地：	東京都千代田区隼町2-13
代表取締役：	山本 和史
沿革：	平成19年3月 会社設立 平成19年12月 投資運用業および第二種金融商品取引業の登録

平成21年1月末日現在

委託会社の特徴

一貫した長期投資の哲学を実践し、実績を上げているコムジェスト・グループの日本法人。当グループの得意とする分野の運用に特化して、アジア・エマージング株式およびヨーロッパ株式の運用に注力します。長期的な資産づくりを目的としたファンド・オブ・ファンズ向けに長期投資のスタンスで運用するファンドを提供していきます。

<コムジェスト・エス・エー社について>

フランスのパリに本拠地を置く独立系運用ブティック。長期・集中投資というコンセプトのもと優良銘柄への長期投資により実績を上げています。特にアジア・エマージング株式の運用残高は約1兆円となっており、独立系の運用会社では欧州大陸で屈指の規模です。集中投資ではあるものの保守的な銘柄選択により、運用成績のブレを抑えながら長期的な運用成果を求めます。

T. ロウ・プライス・グループ・インク

本社所在地：	米国メリーランド州ボルチモア
創業：	1937年
海外拠点：	英国、日本、香港、シンガポール、アルゼンチン、オーストラリア、スウェーデン、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、カナダ
運用総資産：	2,763億米ドル（約25兆円）換算為替1ドル90.79円を使用
社長 兼CEO	ジェームズ A.C. ケネディ
従業員数	約5,380名

2008年12月末日現在

T. ロウ・プライスの特徴

- ・ 独立系の大手資産運用会社
- ・ 米国主要株式指数S&P500に採用の数少ない上場運用会社
- ・ 徹底したインハウス・リサーチによるファンダメンタル調査の重視
- ・ 豊富な商品ラインアップとグローバルな運用力

T. ロウ・プライスの投資哲学

すべての運用戦略、以下の基本原則に沿って実践されています。

- ・ ファンダメンタル・リサーチの重視

経験豊富な独自のアナリストによる徹底したボトムアップ・リサーチを運用の原点と考えています。

- ・ グローバル見通しの重視

グローバル・ビジネス環境の観点から企業を把握することを重視し、運用プロフェッショナルは常に全体像を捉えて運用を行います。

- ・ リスク管理の徹底

長年にわたるリスク調整後のパフォーマンス・レコードが運用の質の高さの証明であると考えています。

- ・ スタイルの一貫性

T. ロウ・プライス・グループでは顧客の投資目的に合わせて、多岐にわたる運用手法を提供していきます。全ての投資戦略について、顧客ガイドラインを遵守し、委託内容に忠実に、慎重かつ保守的な運用を行っています。

※上記各項目は、委託会社が知りうる情報等をもとに記載したものであり、今後、投資対象ファンドの各委託会社の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。また、今後、上記の投資信託証券が投資対象ファンドから除外される場合、あるいは、上記の投資信託証券以外が新たに投資対象ファンドとして追加される場合があります。

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む）商標は、The Vanguard Group, Inc. が有しています。The Vanguard Group, Inc. 及びVanguard Investments Japan Ltdは当ファンド・オブ・ファンズの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCI Japan Indexに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として投資信託証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引など短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。

③金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

【投資戦略会議】

討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定

- ・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）について
- ・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などについて

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・企画部長・計理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席



【運用会議】

討議事項：投資戦略会議における基本方針の下、投資対象ファンドの選定

- ・個別投資対象ファンドに対するリサーチ結果等を踏まえポートフォリオを決定

■週次で開催

■運用部によって構成



【運用部】

- ・運用会議の決定した投資方針に従い、ポートフォリオ運用を実行します。



【運用評価会議】

討議事項

- ・信託約款規定事項との整合性、組入制限等のチェック、
- ・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールチェック
- ・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
- ・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・企画部長・計理部長・コンプライアンス部長で構成

コンプライアンス部

- ・運用方針についての法令遵守
- ・信託約款規定事項との整合性チェック
- ・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月10日の年1回、休業日にあたる場合には、その翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず、信託財産内に留保した利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ④ 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

- ① 株式
株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③ 信用取引
信用取引の指図は行いません。
- ④ 外国為替予約取引
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ⑤ 公社債の借入れ
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ⑥ 資金の借入れ
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3 【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。
なお、以下に記載するリスクは当ファンドに係るすべてのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としており、株式や公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

（為替変動リスク）

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

（カントリーリスク）

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

②信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

④その他

投資信託は、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

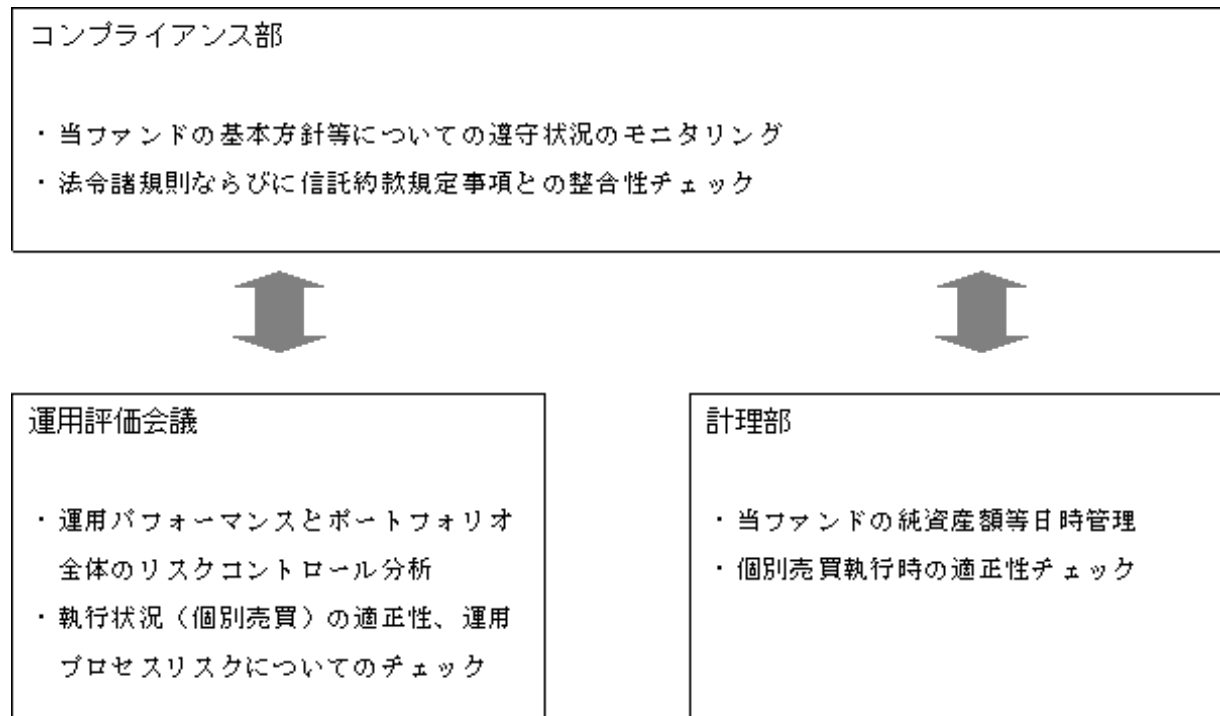
投資信託は、預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

⑤留意事項

1. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込および解約の申込の受付を取り消す場合があります。
2. 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。



※リスク管理体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。なお、解約受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産

留保額が控除されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日以下により計算されます。

当ファンド信託財産の純資産総額 × 年0.5670%^{※1}（税抜 年0.54%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。（委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。）

	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 800億円迄	年 0.3150% ^{※1} （税抜0.300%）	年0.2100 % ^{※1} （税抜 年0.200%）	年0.0420 % ^{※1} （税抜 年0.040%）
純資産総額 800億円を 超える部分	年 0.3213% ^{※1} （税抜0.306%）	年0.2142 % ^{※1} （税抜 年0.204%）	年0.0315 % ^{※1} （税抜 年0.030%）

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※1 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

投資信託の保有期間中には、信託報酬が投資信託財産から差し引かれます。また、当ファンドは他のファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ形式のファンドですので、投資対象ファンドの信託報酬または運用管理手数料が別途かかります。当該信託報酬等も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年1.3%±0.2%（概算）となります。

〈参考情報〉投資対象ファンドにかかる諸費用

①さわかみファンド

販売手数料	信託財産留保金 ^{※1}	信託報酬（年率）
なし	1.5%	1.05% （税抜1.00%）

※1 信託財産留保金は、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、控除されません

②バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

ファンド財産維持手数料率（上限）※2		運用管理費率 （年率）※3
購入時	解約時	
なし	なし	0.50%

③バンガード 米国オポチュニティファンド

ファンド財産維持手数料率（上限）※2		運用管理費率 （年率）※3
購入時	解約時	
なし	なし	0.85%

④バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンド ※4

ファンド財産維持手数料率（上限）※2		運用管理費率 （年率）※3
購入時	解約時	
0.4%（予定）	なし（予定）	0.50%

※2 ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金（解約）した際に、ファンド自身に直接支払われるいわば留保金で、買付もしくは換金（解約）に関わる証券取引コストによってファンドの信託財産が目減りすることを防ぐものです。新たに投資対象ファンドを買付した人、または途中換金（解約）した人と、その投資対象ファンドを継続的に保有している人（既存投資家）との公平性を確保するための費用であり、販売手数料や解約手数料とは異なるものです。

※3 運用管理費とは、投資対象ファンドごとの平均純資産総額に対する運用および管理等にかかる費用で、投資対象ファンドの中から支払われます。

※4 バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンドは平成20年7月末日現在における（設定された際の）予定の率を記しています。

但し、上記運用管理費率はあくまで目安であり、投資対象ファンドの実際の資産規模および当ファンドの信託財産により変動します。なお実際には、バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンドの運用管理費については、バンガード社と委託会社との個別契約により、上記の通常の運用管理費より低減された料率が適用されます。

⑤TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	0.3%	0.49875% （税抜0.475%）

⑥ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	1.05% （税抜1.00%）

⑦ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	1.05% （税抜1.00%）

⑧T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.55%

⑨T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.65%

⑩ T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド

販売手数料	信託財産留保金	信託報酬（年率）
なし	なし	0.65%

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託会社の負担とすることができます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
 - ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
 - ・有価証券の保管に要する費用

（５）【課税上の取扱い】

<個人受益者に対する課税>

１）収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。なお、総合課税を選択することもできます。
- ・平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置として収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行なわれます。1年間に受け取る普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額が100万円（1銘柄あたり年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。）までは10%の税率が適用され、申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分は20%の税率となります。

２）解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は譲渡所得等とみなされ、譲渡益については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。
- ・平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置として1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。
上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については500万円を超える部分は20%の税率となります。
なお、原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収口座をお取扱いしている販売会社であれば、源泉徴収口座の利用も可能です。
（平成21年および平成22年においては、源泉徴収口座を利用している場合でも、その年分における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。）

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあ

ります。

<法人受益者に対する課税>

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。
なお、上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。
地方税の源泉徴収はありません。
- ・益金不参入制度は適用されません。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「◇ 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

◇収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、少数第3位以下を四捨五入しています。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	980,036,211	54.73
投資証券	アイルランド	633,981,007	35.41
現金・預金・その他資産（負債控除後）		176,472,916	9.86
合計（純資産総額）		1,790,490,134	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	数量	簿価（各通貨建て）		評価（各通貨建て）		邦貨換算評価額 （円）	投資比率 （％）
						単価	金額	単価	金額		
1	日本	投資信託 受益証券	さわみみファンド	円建て	480,516,061	0.9500	456,490,257	0.9525	457,691,548	457,691,548	25.56
2	アイルランド	投資証券	バンガード 米国オポチュニティ・ファン ド	米ドル 建て	31,904.25	144.9450	4,624,390.98	149.6347	4,773,982.87	427,510,166	23.88
3	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドSA	円建て	478,443,259	0.5823	278,609,033	0.5831	278,980,264	278,980,264	15.58
4	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ス トック・インデックス・ ファンド	円建て	19,886.58	10,431.1220	207,439,354	10,382.4208	206,470,841	206,470,841	11.53
5	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・エ マージング マーケット・ファンドSA	円建て	313,237,127	0.5303	166,109,648	0.5306	166,203,619	166,203,619	9.28
6	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資ファンド 〈適格機関投資家限定〉	円建て	127,728,489	0.6125	78,233,699	0.6041	77,160,780	77,160,780	4.31

※単価に関しては小数点第4位未満を四捨五入しています。

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	980,036,211	54.73
投資証券	633,981,007	35.41

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日ならびに平成21年1月末日現在、同日前1年以内における各月末の純資産総額の推移、1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末				
平成19年12月10日	1,776,220,252	（同左）	0.9491	（同左）
第2計算期間末				
平成20年12月10日	1,655,728,974	（同左）	0.5011	（同左）
平成20年1月末日	1,727,654,509	-	0.8161	-
2月末日	1,866,913,066	-	0.8371	-
3月末日	1,832,937,352	-	0.7787	-
4月末日	2,040,967,901	-	0.8314	-
5月末日	2,156,711,659	-	0.8467	-
6月末日	2,231,621,604	-	0.8228	-
7月末日	2,280,789,242	-	0.8094	-
8月末日	2,289,445,940	-	0.7845	-
9月末日	2,167,754,397	-	0.7198	-
10月末日	1,690,056,016	-	0.5377	-
11月末日	1,669,422,109	-	0.5063	-
12月末日	1,749,155,950	-	0.5091	-
平成21年1月末日	1,790,490,134	-	0.5006	-

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期	—
第2期	—

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	△5.09
第2期	△47.20

〔注〕収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

<参考>

以下は、当ファンドが投資対象としている国内投資信託受益証券ならびに外国投資証券の運用状況です。

・指定が無い場合、日本株式の業種は東証33業種分類の分類、外国株式の業種には世界産業分類基準による分類を記載しています。

1. さわかみファンド（平成21年1月末日現在）

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式 （うち先物）	152,282,722,900 （0）	96.97 （0.00）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	4,755,989,196	3.03
合計（純資産総額）	157,038,762,096	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,350,000	3,948,750,000	2.51
日本	株式	信越化学工業	化学	620,000	2,641,200,000	1.68
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,550,000	2,582,300,000	1.64
日本	株式	ホンダ	輸送用機器	1,150,000	2,380,500,000	1.52
日本	株式	パナソニック	電気機器	2,000,000	2,198,000,000	1.40
日本	株式	コマツ	機械	2,300,000	2,178,100,000	1.39
日本	株式	シャープ	電気機器	3,000,000	2,031,000,000	1.29
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	830,000	2,021,050,000	1.29
日本	株式	クボタ	機械	4,000,000	1,992,000,000	1.27
日本	株式	日本電産	電気機器	450,000	1,957,500,000	1.25

業種別の投資比率

資産の種類	業 種	投資比率 (%)
株式	電気機器	16.3
	化学	13.7
	機械	11.2
	輸送用機器	10.6
	食料品	5.8
	小売業	4.5
	精密機器	4.3
	鉄鋼	3.9
	医薬品	3.7
	ガラス・土石製品	2.5

※上記比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

2. バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド（平成20年9末日現在）

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	113,026,803,364	99.39
現金・預金・その他資産（負債控除後）	688,503,346	0.61
合計（純資産総額）	113,715,306,710	100.00

(注)基準通貨（ユーロ）を我が国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価額金額 （円）	投資比率 （％）
日本	株式	トヨタ自動車	一般消費財・サービス	1,363,000	5,969,940,000	5.25
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	金融	5,098,376	4,552,849,768	4.00
日本	株式	ホンダ	一般消費財・サービス	815,996	2,521,427,640	2.22
日本	株式	武田薬品工業	ヘルスケア	411,300	2,159,325,000	1.90
日本	株式	任天堂	情報技術	49,100	2,130,940,000	1.87
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	金融	4,788	2,116,296,000	1.86
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	金融	3,316	2,089,080,000	1.84
日本	株式	キャノン	情報技術	527,200	2,013,904,000	1.77
日本	株式	パナソニック	一般消費財・サービス	910,000	1,633,450,000	1.44
日本	株式	ソニー	一般消費財・サービス	496,432	1,573,689,440	1.38

業種別の構成比率

資産の種類	業 種	構成比率 （％）
株式	金融	20.3
	一般消費財・サービス	18.9
	資本財・サービス	17.5
	情報技術	13.3
	素材	7.6
	ヘルスケア	6.4
	生活必需品	5.8
	公益事業	5.6
	電気通信サービス	3.4
	エネルギー	1.2

※投資比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の比率、構成比率はファンドの投資資産に対する当該資産の比率です。

※株式の業種は世界産業分類基準による分類です。

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

3. バンガード米国オポチュニティファンド（平成20年9月末日現在）

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	127,062,577.70	94.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	6,746,846.58	5.04
合計（純資産総額）	133,809,424.28	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （％）
米国	株式	LILLY (ELI) & CO	ヘルスケア	127,000	5,622,631.00	4.19
米国	株式	CONCEPTUS INC	ヘルスケア	330,900	5,486,322.00	4.09
米国	株式	MEDTRONIC INC	ヘルスケア	85,200	4,268,520.00	3.18
米国	株式	BROCADE COMMUNICATIONS SYSTEMS, INC	情報技術	691,800	4,026,276.00	3.00
米国	株式	SOUTHWEST AIRLINES CO	資本財・サービス	268,650	3,898,111.50	2.91
米国	株式	APPLIED BIOSYSTEMS INC	ヘルスケア	88,600	3,034,550.00	2.26
米国	株式	DRESS BARN INC	一般消費財・サービス	186,400	2,850,056.00	2.13
米国	株式	DIRECTTV GROUP INC	一般消費財・サービス	103,165	2,699,828.05	2.01
米国	株式	ABIOMED INC	ヘルスケア	142,800	2,534,700.00	1.89
米国	株式	MONSANTO CO	素材	25,250	2,499,245.00	1.86

業種別の構成比率

資産の種類	業 種	構成比率 （％）
株式	情報技術	36.6
	ヘルスケア	28.9
	一般消費財・サービス	11.8
	資本財・サービス	10.8
	エネルギー	4.9
	素材	3.9
	金融	1.9
	生活必需品	1.2
	情報通信サービス	0.0

※投資比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の比率、構成比率はファンドの投資資産に対する当該資産の比率です。

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

4. バンガード・ジャパン・エンハンスト・エクイティ・ファンド

本書作成日時点で入手できる直近の情報（平成21年1月末日）において該当事項はありません。

５．ＴＭＡ長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉（平成21年1月末日現在）

（１）投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	693,824,529	100.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△703,852	△0.10
合計（純資産総額）	693,120,677	100.00

<参考>

「ＴＭＡ長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉」が主要投資対象としている親投資信託「東京海上長期投資マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

（１）投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	643,785,822	92.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	50,086,713	7.22
合計（純資産総額）	693,872,535	100.00

（２）投資有価証券の主要銘柄

組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	投資比率（％）
スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食料・飲料・タバコ	4.5
米国	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.7
日本	株式	信越化学工業	基礎素材	3.7
米国	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL A	保険	3.4
日本	株式	キーエンス	産業用エレクトロニクス	3.4
日本	株式	花王	家庭用品	2.9
日本	株式	トヨタ自動車	自動車	2.6
日本	株式	テルモ	医薬品・ヘルスケア	2.4
日本	株式	セコム	サービス	2.3
日本	株式	シマノ	機械	2.2

国別の投資比

資産の種類	国 名	投資比率（％）
株式	日本	62.1%
	アメリカ	15.4%
	スイス	7.8%
	カナダ	2.2%
	フランス	1.9%

（債券）基準日現在、組入はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6. ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（平成21年1月末日現在）

（1）投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	427,887,976円	100.00％
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△17,150円	△0.00％
合計（純資産総額）	427,870,826円	100.00％

<参考>

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A」が主要投資対象としている親投資信託「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

（1）投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	410,821,440円	96.00％
現金・預金・その他資産（負債控除後）	17,099,272円	4.00％
合計（純資産総額）	427,920,712円	100.00％

（2）投資有価証券の主要銘柄

組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	投資比率 （％）
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG	ヘルスケア	8.1
フランス	株式	GROUPE DANONE	生活必需品	6.9
イギリス	株式	CAPITA GROUP PLC	資本財・サービス	6.8
イギリス	株式	RECKITT BENCKISER	生活必需品	6.4
スイス	株式	SYNTHE S INC	ヘルスケア	5.8
フランス	株式	SODEXO	一般消費財・サービス	4.1
スウェーデン	株式	HENNES & MAURITZ AB	一般消費財・サービス	4.0
フランス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	3.8
ドイツ	株式	CELESIO AG	ヘルスケア	3.6
スイス	株式	STRAUMANN HOLDING AG	ヘルスケア	3.3

国別の投資比率

資産の種類	国 名	投資比率 (%)
株式	フランス	26.9%
	スイス	21.5%
	イギリス	17.7%
	ドイツ	9.6%
	デンマーク	6.2%
	スウェーデン	5.7%
	オランダ	4.7%
	スペイン	1.9%
	イタリア	1.7%

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
 ③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

7. ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（平成21年1月末日現在）

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	491,459,475円	100.00%
現金・預金・その他資産（負債控除後）	△15,762円	△0.00%
合計（純資産総額）	491,443,713円	100.00%

<参考>

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A」が主要投資対象としている親投資信託「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の状況は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

(1) 投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	588,774,449円	94.06%
現金・預金・その他資産（負債控除後）	37,160,873円	5.94%
合計（純資産総額）	625,935,322円	100.00%

(2) 投資有価証券の主要銘柄
組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	投資比率 (%)
南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	4.2%
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	3.9%
南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LTD	素材	3.8%
チリ	株式	EMPRESAS COPEC SA	資本財・サービス	3.5%
香港	株式	CHEUNG KONG HOLDINGS	金融	3.2%
インド	株式	ITC LTD	生活必需品	3.1%
インド	株式	CIPLA LTD	ヘルスケア	3.1%
ブラジル	株式	JBS SA	生活必需品	3.1%
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	3.0%
マレーシア	株式	RESORTS WORLD BHD	一般消費財・サービス	2.9%

*当銘柄については、現株式の株価に連動して価格が変動する証書の組入比率です。

国別の投資比率

資産の種類	国 名	投資比率 (%)
株式	南アフリカ	17.3%
	ブラジル	14.0%
	インド	11.1%
	ロシア	7.5%
	台湾	7.3%
	チリ	6.4%
	香港	5.6%
	トルコ	5.0%
	メキシコ	3.3%
	マレーシア	2.9%
	イスラエル	2.9%
	中国	2.8%
	フィリピン	2.2%
	ポーランド	2.0%
	シンガポール	2.0%
	韓国	1.9%

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

8. T. ロウ・プライス・ファンズSICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド
(平成20年12月末日現在)

(1) 投資状況 (全受益証券クラスを含む)

資産の種類	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債証券、政府関係機関債券および地方債券	30,191,837	49.54%
国債証券、政府関係機関債券および地方債券（先物）	34,268	0.05%
社債券	29,806,716	48.91%
現金・預金・その他資産（負債控除後）	940,715	1.50%
合計（純資産額）	60,973,536	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

	種別	利率	償還年月日	通貨	額面総額	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
英国	国債証券	4.500%	03/07/2013	GBP	1,468,000.00	2,313,918.18	3.79%
ブラジル	国債証券	10.000%	01/01/2017	BRL	5,045,000.00	1,962,544.00	3.22%
メキシコ	国債証券	8.000%	12/17/2015	MXN	23,950,000.00	1,742,006.11	2.86%
日本	国債証券	1.900%	03/20/2025	JPY	140,750,000.00	1,618,812.41	2.65%
日本	国債証券	1.100%	09/10/2016	JPY	163,577,700.00	1,581,826.41	2.59%
日本	国債証券	1.100%	12/10/2016	JPY	153,612,000.00	1,473,697.46	2.42%
日本	国債証券	1.300%	12/20/2013	JPY	121,100,000.00	1,376,094.12	2.26%
日本	国債証券	1.500%	06/20/2012	JPY	97,000,000.00	1,104,991.31	1.81%
英国	国債証券	4.250%	06/07/2032	GBP	710,000.00	1,076,974.93	1.77%
ブラジル	国債証券	10.000%	01/01/2014	BRL	2,227,000.00	906,743.00	1.49%

残存期間別の投資比率

期間	投資比率(%)
5年未満	35.4
5年以上10年未満	44.9
10年以上	18.2
現金	1.5
合計	100.0

格付別投資比率

格付	投資比率(%)
Aaa	45.2
Aa1 - Aa3	22.6
A1 - A3	10.0
Baa1 - Baa3	12.6
他	8.1
Cash equivalents	1.5
Total	100.0

※格付情報はムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社の格付を記載しています。

※各比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

②投資不動産物件 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

9. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド （平成20年12月末日現在）

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	469,328,476	98.9
現金・預金・その他資産（負債控除後）	5,220,034	1.1
合計（純資産額）	474,548,510	100.00%

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国名		銘柄名称	業種	株数	評価額金額 （米ドル）	投資比率
米国	株式	Gilead Sciences	ヘルスケア	446,700.00	22,844,238.00	4.80
米国	株式	Danaher	資本財・サービス	372,700.00	21,098,547.00	4.40
米国	株式	Amazon.com	一般消費財・サービス	399,400.00	20,481,232.00	4.30
米国	株式	Juniper Networks	情報技術	1,125,000.00	19,698,750.00	4.20
米国	株式	American Tower Systems	電気通信サービス	628,300.00	18,421,756.00	3.90
米国	株式	Apple	情報技術	201,900.00	17,232,165.00	3.60
米国	株式	QUALCOMM	情報技術	476,800.00	17,083,744.00	3.60
米国	株式	Genentech	ヘルスケア	181,900.00	15,081,329.00	3.20
米国	株式	Accenture	情報技術	450,700.00	14,778,453.00	3.10
米国	株式	Google	情報技術	46,400.00	14,274,960.00	3.00

業種別構成比率

業種	投資比率(%)
一般消費財・サービス	12.22
生活必需品	2.7
エネルギー	4.96
金融	6.86
ヘルスケア	22.74
資本財・サービス	7.23
情報技術	31.14
素材	2.78
電気通信サービス	6.83
公益事業	1.46
現金	1.08
合計	100.0

※各比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

10. T. ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュエーション・エクイティ・ファンド （平成20年12月末日現在）

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	100,561,904	98.7
現金・預金・その他資産（負債控除後）	1,324,524	1.3
合計（純資産額）	101,886,428	100.00%

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄 組入銘柄評価額上位10銘柄

国名		銘柄名称	業種	株数	評価額金額 （米ドル）	投資比率 %
米国	株式	Exxon Mobil	エネルギー	79,400.00	6,338,502	6.2
米国	株式	ChevronTexaco	エネルギー	68,800.00	5,089,136	5.0
米国	株式	J.P. Morgan Chase	金融	106,800.00	3,367,404	3.3
米国	株式	Home Depot	一般消費財・サービス	129,400.00	2,978,788	2.9
米国	株式	GE	資本財・サービス	176,100.00	2,852,820	2.8
米国	株式	AT & T	電気通信サービス	91,300.00	2,602,050	2.6
米国	株式	Microsoft	情報技術	133,000.00	2,585,520	2.5
米国	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	40,800.00	2,441,064	2.4
米国	株式	Time Warner	一般消費財・サービス	238,900.00	2,403,334	2.4
米国	株式	Marsh & McLennan	金融	92,800.00	2,252,256	2.2

業種別構成比率

業種	投資比率（％）
一般消費財・サービス	12.51
生活必需品	5.79
エネルギー	18.39
金融	17.25
ヘルスケア	12.55
資本財・サービス	13.07
情報技術	8.4
素材	2.87
電気通信サービス	4.45
公益事業	3.42
現金	1.29
合計	100.0

※ 各比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月15日 設定日、信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、毎営業日申込みができます。 ただし、以下の日は申込みできません。 ニューヨークの証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの証券取引所休業日 ロンドンの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
申込手数料	ありません
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客様窓口 03-3988-8668（受付時間9：00～17：00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.saison-am.co.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込受付時間 （継続募集期間）	原則、午後2時（半日営業日は午前10時）まで受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、毎営業日解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨークの証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの証券取引所休業日 ロンドンの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
解約単位	1口以上1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客様窓口 03-3988-8668（受付時間9：00～17：00） ホームページアドレス http://www.saison-am.co.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則午後2時（半日営業日は午前10時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 投資信託証券：原則として、計算日の前営業日における基準価額（外国投資証券については、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額）で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客様窓口 03-3988-8668（受付時間9：00～17：00） ホームページアドレス http://www.saison-am.co.jp/

（2）【保管】

受益証券の保管	ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。
---------	---

（3）【信託期間】

信託期間	平成19年3月15日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

（4）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年12月11日から翌年12月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成19年3月15日から平成19年12月10日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更をおこないません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
--------------------	---

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・ 収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・ 償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から受益者に支払います。 ・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・ 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「6 手続等の概要（2）換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第2期計算期間は、信託約款第31条により、平成19年12月11日から平成20年12月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（平成19年12月11日から平成20年12月10日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

セゾン資産形成の達人ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	注記 事項	第1期 平成19年12月10日現在	第2期 平成20年12月10日現在
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			231,535,783	168,462,760
投資信託受益証券			765,698,698	919,442,637
投資証券			781,086,839	573,605,919
流動資産合計			1,778,321,320	1,661,511,316
資産合計			1,778,321,320	1,661,511,316
負債の部				
流動負債				
未払解約金			14,410	5,062
未払受託者報酬			153,141	423,991
未払委託者報酬			1,914,425	5,300,369
その他未払費用			19,092	52,920
流動負債合計			2,101,068	5,782,342
負債合計			2,101,068	5,782,342
純資産の部				
元本等				
元本	1		1,871,436,419	3,303,952,805
剰余金				
期末欠損金	3		95,216,167	1,648,223,831
剰余金合計			△95,216,167	△1,648,223,831
元本等合計			1,776,220,252	1,655,728,974
純資産合計			1,776,220,252	1,655,728,974
負債・純資産合計			1,778,321,320	1,661,511,316

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	注記 事項	第1期 自 平成19年 3月15日 至 平成19年12月10日	第2期 自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日
営業収益				
受取利息			570,633	721,484
有価証券売買等損益			△72,274,875	△1,087,561,270
為替差損益			△10,604,251	△106,388,029
その他収益			176,742	339,579
営業収益合計			△82,131,751	△1,192,888,236
営業費用				
受託者報酬			319,459	814,114
委託者報酬			3,993,900	10,177,411
その他費用			50,216	134,893
営業費用合計			4,363,575	11,126,418
営業損失金額			86,495,326	1,204,014,654
経常損失金額			86,495,326	1,204,014,654
当期純損失金額			86,495,326	1,204,014,654
一部解約に伴う当期純損失分配額			2,397,977	49,811,344
期首欠損金			—	95,216,167
欠損金減少額			—	29,277,630
(一部解約に伴う欠損金減少額)			—	(29,277,630)
欠損金増加額			11,118,818	428,081,984
(一部解約に伴う欠損金増加額)			(792,984)	—
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)			(10,325,834)	(428,081,984)
分配金額	1		—	—
期末欠損金			95,216,167	1,648,223,831

(3)【注記表】

(重要な会計方針に関する注記)

科目	期別	第1期 自 平成19年 3月15日 至 平成19年12月10日	第2期 自 平成19年 12月11日 至 平成20年12月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価にあたっては、投資信託受益証券の直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価にあたっては、当該有価証券発行元の提示する直近の日の1単位当たりの純資産総額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 平成19年12月10日現在	第2期 平成20年12月10日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	253,920,415円 1,747,236,537円 129,720,533円	1,871,436,419円 1,740,941,910円 308,425,524円
2. 計算期間末日における受益権総数	1,871,436,419口	3,303,952,805口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 95,216,167円	元本の欠損 1,648,223,831円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第1期 自 平成19年 3月15日 至 平成19年12月10日	第2期 自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日
分配金の計算過程		
A 計算期間末における費用控除後の配当等収益	0円	0円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	△84,097,349円	△1,154,203,310円
C 信託約款に定める収益調整金	△11,118,818円	△419,200,180円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0円	0円
E 分配対象収益額 (A+B+C+D)	0円	0円
F 分配対象収益額 (一口当たり)	0円	0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第1期 (平成19年12月10日現在)		第2期 (平成20年12月10日現在)	
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の評価差額(円)
投資信託受益証券	765,698,698	△43,301,302	919,442,637	△678,156,061
投資証券	781,086,839	△28,973,573	573,605,919	△409,405,209

(デリバティブ取引等に関する注記)

I.取引の状況に関する事項

科目	第1期 自 平成19年 3月15日 至 平成19年12月10日	第2期 自 平成19年 12月11日 至 平成20年12月10日
1. 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、原則として外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的または投機を目的とする為替取引は行わない方針ですが、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。	同左
2. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当ファンドの為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。	同左
3. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

II.取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 平成19年12月10日現在	第2期 平成20年12月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9491円 (9,491円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	0.5011円 (5,011円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額(口)	評価金額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	さわかみファンド	480,516,061	456,490,257	—
日本・円	TMA長期投資ファンド	127,728,489	78,233,699	—
日本・円	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	371,341,997	218,609,033	—
日本・円	コムジェスト・エマージング・ファンドSA	313,237,127	166,109,648	—
日本・円			919,442,637	
小計				
投資信託受益証券				
合計			919,442,637	
投資証券				
米国・ドル	Vanguard US Opportunities Fund	27,345.86	3,953,390.98	—
米国・ドル			3,953,390.98	
小計			(366,202,606)	
日本・円	Vanguard Japan Stock Index Fund	19,883.20	207,403,313	—
日本・円			207,403,313	
小計				
投資証券				
合計			573,605,919 (366,202,606)	
合計				
			1,493,048,556 (366,202,606)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	22.12%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 (平成21年1月末日現在)

I 資産総額	1,793,372,109円
II 負債総額	2,881,975円
III 純資産総額（I－II）	1,790,490,134円
IV 発行済数量	3,576,448,985口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5006円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間 （平成19年3月15日～平成19年12月10日）	2,001,156,952	129,720,533
第2期計算期間 （平成19年12月11日～平成20年12月10日）	1,740,941,910	308,425,524

※第1期計算期間の設定数量には当初設定の口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成21年2月末現在の資本金の額660百万円

発行する株式総数 26,000株

発行済株式総数 26,000株

直近5ヵ年の資本金の額の増減

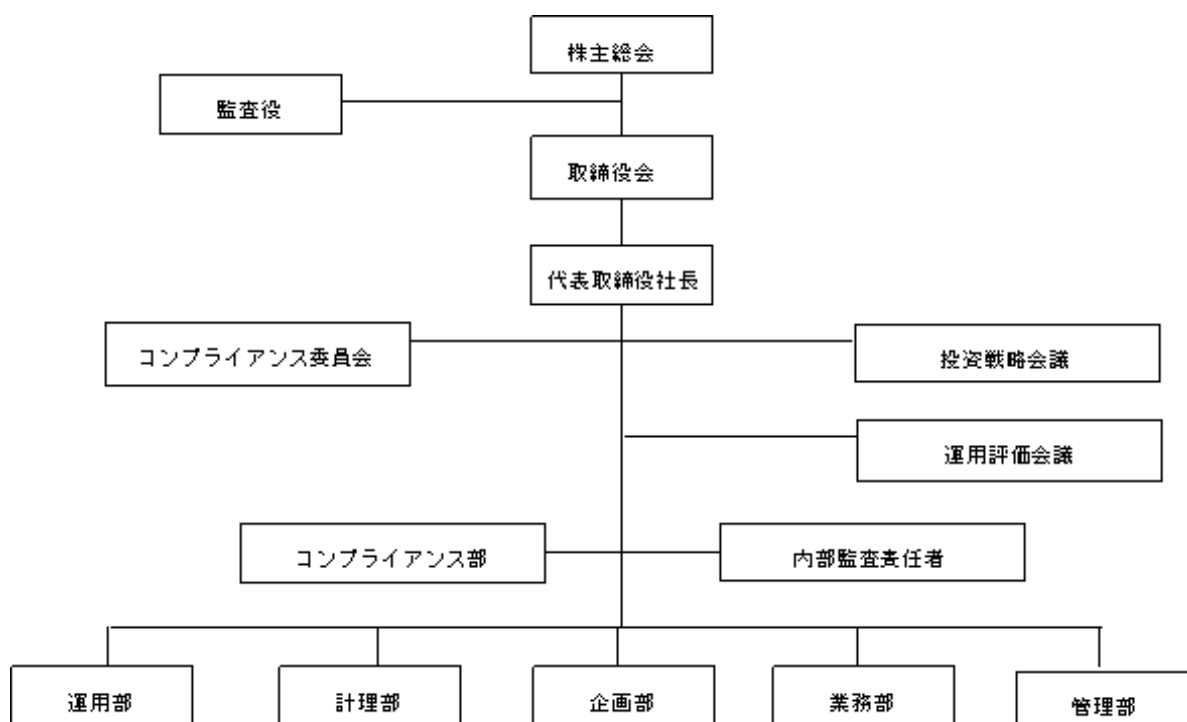
平成19年8月10日に、資本金の額を250百万円から460百万円に増額いたしました。

平成20年5月19日に、資本金の額を460百万円から560百万円に増額いたしました。

平成21年2月18日に、資本金の額を560百万円から660百万円に増額いたしました。

（2）委託会社の機構

①会社の組織図



②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

【投資戦略会議】

討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定

- ・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）について
- ・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などについて

■月次で開催

■社長を議長とし、運用部長・企画部長・計理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席



【運用会議】

討議事項：投資戦略会議における基本方針の下、投資対象ファンドの選定

- ・個別投資対象ファンドに対するリサーチ結果等を踏まえポートフォリオを決定

■週次で開催

■運用部によって構成



【運用部】

- ・運用会議の決定した投資方針に従い、ポートフォリオ運用を実行します。



【運用評価会議】

討議事項

- ・信託約款規定事項との整合性、組入れ制限等のチェック、
- ・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールチェック
- ・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
- ・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック

■月次で開催

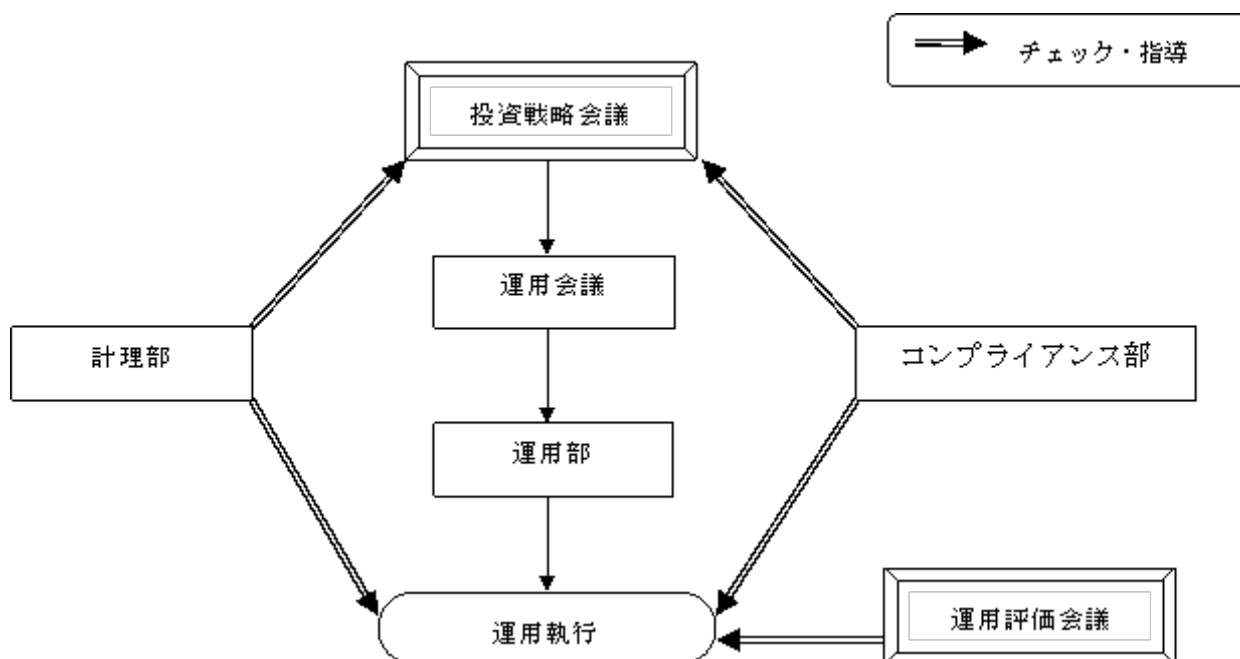
■社長を議長とし、運用部長・企画部長・計理部長・コンプライアンス部長で構成

コンプライアンス部

- ・運用方針についての法令遵守
- ・信託約款規定事項との整合性チェック
- ・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「運用組織図」



※上記運用体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

平成21年1月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	2本	17,524百万円
合計	2本	17,524百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第3期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第4条により改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期（平成18年6月12日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、みすず監査法人（平成18年9月1日付で中央青山監査法人より名称変更）により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

さらに、当社は、第3期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表の記載金額について

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度末 (平成19年3月31日現在)		当事業年度末 (平成20年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I.流動資産					
現金及び預金		250,574		292,658	
直販顧客分別金信託		296,271		303,681	
前払費用		1,252		463	
未収入金		11,009		1,726	
未収消費税等		-		9,932	
未収委託者報酬		186		18,471	
貯蔵品		-		4,674	
流動資産計		559,294	81.3	631,607	84.6
II.固定資産					
(1)有形固定資産	※1				
建物	※1	3,651		3,143	
器具備品	※1	32,530		23,486	
有形固定資産合計		36,182	5.3	26,630	3.6
(2)無形固定資産					

協会基金			5,000			5,000	
ソフトウェア			85,585			68,389	
その他無形固定資産			102			102	
無形固定資産合計			90,687	13.2		73,491	9.8
(3) 投資その他の資産							
差入保証金			-			13,212	
投資その他の資産合							
計			-	-		13,212	1.8
固定資産計			126,869	18.4		113,335	15.2
Ⅲ.繰延資産							
創立費			2,149			1,634	
繰延資産計			2,149	0.3		1,634	0.2
資産合計			688,313	100.0		746,576	100.0

		前事業年度末 (平成19年3月31日現在)			当事業年度末 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I.流動負債							
預り金			64			3	
顧客からの預り金			286,274			283,697	
未払金			29,201			29,275	
未払費用			21,785			4,390	
未払法人税等			989			1,717	
賞与引当金			4,800			4,020	
役員賞与引当金			-			1,656	
流動負債計			343,114	49.8		324,761	43.5
負債合計			343,114	49.8		324,761	43.5
(純資産の部)							
I.株主資本							
資本金			250,000	36.3		460,000	61.6
資本剰余金							
資本準備金		240,000			440,000		
資本剰余金合計			240,000	34.9		440,000	58.9
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△ 144,801			△ 478,184		
利益剰余金合計			△ 144,801	△ 21.0		△ 478,184	△ 64.0
純資産合計			345,198	50.2		421,815	56.5
負債・純資産合計			688,313	100.0		746,576	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成18年6月12日 至 平成19年3月31日			当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I. 営業収益							
委託者報酬		177			38,562		
その他営業収益		50			-		
営業収益計			228	100.0		38,562	100.0
II. 営業費用							
広告宣伝費			3,096			16,807	
委託計算費			18,820			54,790	
営業雑経費			27,174			109,370	
通信費		9,014			34,800		
印刷費		8,402			32,147		
情報技術関連費		3,734			6,560		
業務外注費		-			25,339		
その他営業雑経費		6,023			10,523		
営業費用計			49,091	21,531.1		180,967	469.3
III. 一般管理費							
給料			48,617			112,200	
役員報酬	※1	6,531			8,670		
給与・手当		35,126			-		
出向者人件費		-			77,471		
その他給与		-			10,934		
賞与		2,159			6,746		
賞与引当金繰入		4,800			4,020		
役員賞与		-			2,699		
役員賞与引当金繰入		-			1,656		
交際費			216			506	
旅費交通費			302			2,487	
租税公課			368			4,140	
不動産賃借料			13,586			15,341	
退職給付費用			1,231			-	
法定福利費			4,241			428	
固定資産減価償却費			11,351			29,463	
諸経費			14,910			27,952	
一般管理費計			94,826	41,590.4		192,521	499.2
営業損失			143,689	63,021.5		334,926	868.5

		前事業年度 自 平成18年6月12日 至 平成19年3月31日			当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
Ⅲ.営業外収益							
受取利息		303			2,327		
その他営業外収益		2			122		
営業外収益計			305	133.8		2,449	6.3
Ⅳ.営業外費用							
創立費償却		427			515		
その他営業外費用		-			101		
営業外費用計			427	187.3		616	1.6
経常損失			143,811	63,075.0		333,093	863.8
税引前当期純損失	※2		143,811	63,075.0		333,093	863.8
法人税、住民税及び事業税		989		-	290		-
法人税等調整額		-	989	433.8	-	290	0.7
当期純損失			144,801	63,509.2		333,383	864.5

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年6月12日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			
				繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成18年6月12日残高	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額							
新株の発行	250,000	240,000	240,000	-	-	490,000	490,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	△ 144,801	△ 144,801	△ 144,801	△ 144,801
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	250,000	240,000	240,000	△ 144,801	△ 144,801	345,198	345,198
平成19年3月31日残高	250,000	240,000	240,000	△ 144,801	△ 144,801	345,198	345,198

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			
				繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成19年3月31日残高	250,000	240,000	240,000	△ 144,801	△ 144,801	345,198	345,198
事業年度中の変動額							
新株の発行	210,000	200,000	200,000			410,000	410,000
剰余金の配当	-	-	-			-	-
当期純損失	-	-	-	△ 333,383	△ 333,383	△ 333,383	△ 333,383
自己株式の処分	-	-	-			-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-			-	-
事業年度中の変動額合計	210,000	200,000	200,000	△ 333,383	△ 333,383	76,616	76,616
平成20年3月31日残高	460,000	440,000	440,000	△ 478,184	△ 478,184	421,815	421,815

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年6月12日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法		貯蔵品 最終仕入原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8年～15年 器具・備品 4年～10年	(1) 有形固定資産 同左
		(会計方針の変更) 法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)）に伴い、当会計期間から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。
		(追加情報) 当会計期間から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 なお、この変更による損益に与える影響はありません。
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。	(2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	創立費 5年間で毎期均等償却を行っております。	創立費 同左
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
5. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜き方式によっております。	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

表示方法の変更

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(貸借対照表) 1. 前事業年度において「未収入金」に含めて表示しておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため区分掲記しました。 なお、前事業年度末の「未収消費税等」は10,840千円であります。
	2. 前事業年度において「賞与引当金」に含めて表示しておりました「役員賞与引当金」は、金額的重要性が増したため区分掲記しました。 なお、前事業年度末の「役員賞与引当金」は、1,700千円であります。
—	(損益計算書) 1. 前事業年度において区分掲記しておりました出向者にかかる「給与・手当」及び「退職給付費用」は「出向者人件費」として記載しております。
	2. 前事業年度において営業費用の「その他営業雑経費」に含めて表示しておりました「業務外注費」は、金額的重要性が増したため区分掲記しました。 なお、前事業年度における「業務外注費」の金額は3,617千円であります。
	3. 前事業年度において一般管理費の「賞与」、「賞与引当金繰入額」に含めて表示しておりました「役員賞与」、「役員賞与引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため区分掲記しました。 なお、前事業年度における「役員賞与」、「役員賞与引当金繰入額」の金額は、それぞれ1,269千円、1,700千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日現在)	当事業年度 (平成20年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 562千円 器具備品 6,467千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,314千円 器具備品 16,910千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
※1 役員報酬の範囲 取締役 年額 96,000千円 監査役 年額 12,000千円	※1 役員報酬の範囲 同左
※2 損益計算書上の税引前当期純損失と 法人税法上の課税所得との差異 (単位；千円) 税引前当期純損失 △143,811 賞与引当金繰入否認額 4,800 交際費等永久に損金に 算入されない項目 138 課税所得金額 △138,873	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																				
1. 発行済株式に関する事項 <table> <tr> <td>株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr> <td>前事業年度末</td><td>—</td></tr> <tr> <td>増加</td><td>9,800株</td></tr> <tr> <td>減少</td><td>—</td></tr> <tr> <td>当会計期間末</td><td>9,800株</td></tr> </table> (変動事由の概要) 普通株式発行済株式総数の増加数は、次のとおりであります。 会社設立に伴う株式発行 9,800株	株式の種類	普通株式	前事業年度末	—	増加	9,800株	減少	—	当会計期間末	9,800株	1. 発行済株式に関する事項 <table> <tr> <td>株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr> <td>前事業年度末</td><td>9,800株</td></tr> <tr> <td>増加</td><td>8,200株</td></tr> <tr> <td>減少</td><td>—</td></tr> <tr> <td>当会計期間末</td><td>18,000株</td></tr> </table> (変動事由の概要) 増加数の内訳は、次のとおりであります。 募集による新株の発行による増加 8,200株	株式の種類	普通株式	前事業年度末	9,800株	増加	8,200株	減少	—	当会計期間末	18,000株
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末	—																				
増加	9,800株																				
減少	—																				
当会計期間末	9,800株																				
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末	9,800株																				
増加	8,200株																				
減少	—																				
当会計期間末	18,000株																				
	2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。 3. 新株予約件に関する事項 該当事項はありません。 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。																				

（リース取引関係）

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
重要性が乏しいため注記を省略しております。	同左

（有価証券関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在） 該当事項はありません。
当事業年度（平成20年3月31日現在） 同上

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在） 該当事項はありません。
当事業年度（平成20年3月31日現在） 同上

（退職給付関係）

前事業年度 (平成19年3月31日現在)	当事業年度 (平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、全員親会社からの出向者であり、出向元の退職給付制度が採用されております。
	2. 退職給付債務に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。
	3. 退職給付費用に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。
	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 全員が親会社からの出向者のため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在） 該当事項はありません。
当事業年度（平成20年3月31日現在） 同上

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成19年3月31日現在)	当事業年度 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産（単位；千円） 賞与引当金 1,953 繰越欠損金 <u>56,507</u> 繰延税金資産計 58,460 評価性引当額 <u>△58,460</u> 繰延税金資産合計 —	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産（単位；千円） 未払事業税 580 賞与引当金 2,309 繰越欠損金 <u>189,966</u> 繰延税金資産小計 192,855 評価性引当額 <u>△192,855</u> 繰延税金資産合計 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

（企業結合等関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。
当事業年度（平成20年3月31日現在）
同上

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成18年6月12日 至平成19年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 額	事業の 内容	議決権の 所有（被 所有）割 合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社 クレディ セゾン	東京都 豊島区	74,458 百万円	クレジッ トカード ・ 金融	被所有・ 直接 100%	役員2名	本 社 事 務 所 の 転 借	賃 借 料 の 支 払	13,113 千円	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

本社事務所の転借については親会社が賃借を受けるのと同条件で契約しております。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 額	事業の 内容	議決権の 所有（被 所有）割 合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株 式 会 社 クレ ディ セ ゾン	東京都 豊島区	75,684 百万円	クレジッ トカード ・ 金融	被所有・ 直接 100%	役員2名	定期積立 集金代行 業務の委 託・本社 事務所の 転借	集金代 行手数料 の支払	4,247 千円	-	-
								賃借料 の支払	15,341 千円	-	-

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針

集金代行業務の委託手数料は、親会社が当社以外の会社から受託する際の手数料と同条件で契約しております。

本社事務所の転借については親会社が賃借を受けるのと同条件で契約しております。

2．上記金額のうち、取引額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
① 1株当たり純資産額 35,224円37銭 ② 1株当たり当期純損失 14,775円63銭	① 1株当たり純資産額 23,434円20銭 ② 1株当たり当期純損失 21,838円28銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純損失算定の基礎は以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 144,801千円 普通株主に帰属しない金額 — 千円 差引普通株式に係る当期純損失 144,801千円 普通株式の期中平均株式数 9,800株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純損失の算定の基礎は以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 333,383千円 普通株主に帰属しない金額 — 千円 差引普通株式に係る当期純損失 333,383千円 普通株式の期中平均株式数 15,266株

（重要な後発事象）

前事業年度 (自平成18年6月12日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																								
平成19年7月10日開催の臨時株主総会及び同年7月12日開催の取締役会において、以下の内容の募集株式発行を決議しております。	平成20年5月12日開催の臨時株主総会及び同年5月15日開催の取締役会において、以下の内容の募集株式発行を決議し、同年5月19日に払込が完了しました。																								
<table border="1"> <tr> <td>募集株式の数</td><td>普通株式 8,200株</td></tr> <tr> <td>募集株式の払込金額又はその算定方法</td><td>金50,000円</td></tr> <tr> <td>募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間</td><td>平成19年8月10日</td></tr> <tr> <td>増加する資本金</td><td>金210,000,000円</td></tr> <tr> <td>新株割当先</td><td>8,200株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。</td></tr> <tr> <td>払込金額中資本に組入れない額</td><td>金200,000,000円</td></tr> </table>	募集株式の数	普通株式 8,200株	募集株式の払込金額又はその算定方法	金50,000円	募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間	平成19年8月10日	増加する資本金	金210,000,000円	新株割当先	8,200株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。	払込金額中資本に組入れない額	金200,000,000円	<table border="1"> <tr> <td>募集株式の数</td><td>普通株式 4,000株</td></tr> <tr> <td>募集株式の払込金額又はその算定方法</td><td>金50,000円</td></tr> <tr> <td>募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間</td><td>平成20年5月19日</td></tr> <tr> <td>増加する資本金</td><td>金100,000,000円</td></tr> <tr> <td>新株割当先</td><td>4,000株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。</td></tr> <tr> <td>払込金額中資本に組入れない額</td><td>金100,000,000円</td></tr> </table>	募集株式の数	普通株式 4,000株	募集株式の払込金額又はその算定方法	金50,000円	募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間	平成20年5月19日	増加する資本金	金100,000,000円	新株割当先	4,000株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。	払込金額中資本に組入れない額	金100,000,000円
募集株式の数	普通株式 8,200株																								
募集株式の払込金額又はその算定方法	金50,000円																								
募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間	平成19年8月10日																								
増加する資本金	金210,000,000円																								
新株割当先	8,200株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。																								
払込金額中資本に組入れない額	金200,000,000円																								
募集株式の数	普通株式 4,000株																								
募集株式の払込金額又はその算定方法	金50,000円																								
募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間	平成20年5月19日																								
増加する資本金	金100,000,000円																								
新株割当先	4,000株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。																								
払込金額中資本に組入れない額	金100,000,000円																								

中間貸借対照表

		第3期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I.流動資産				
現金			252	
預金			360,652	
直販顧客分別金信託			310,249	
前払費用			2,584	
未収入金	※1		3,135	

未収委託者報酬			26,694	
貯蔵品			5,259	
流動資産計			708,828	98.2
Ⅱ.固定資産	※2			
投資その他の資産			13,212	
差入保証金		13,212		
固定資産計			13,212	1.8
資産合計			722,041	100.0

		第3期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
Ⅰ.流動負債				
預り金			175	
顧客からの預り金			290,515	
未払金			34,079	
その他未払金		34,079		
未払費用			5,204	
未払法人税等			1,168	
賞与引当金			4,530	
流動負債計			335,673	46.5
負債合計			335,673	46.5
(純資産の部)				
Ⅰ.株主資本				
資本金			560,000	77.6
資本剰余金				
資本準備金		100,000		
資本剰余金合計			100,000	13.8
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 273,632		
利益剰余金合計			△ 273,632	△ 37.9
株主資本合計			386,367	53.5
純資産合計			386,367	53.5
負債・純資産合計			722,041	100.0

中間損益計算書

		第3期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
Ⅰ.営業収益				
委託者報酬			39,296	
営業収益計			39,296	100.0

Ⅱ.営業費用及び一般管理費	※1		189,385	481.9
営業損失			150,089	△ 381.9
Ⅲ.営業外収益			1,423	3.6
Ⅳ.営業外費用			968	2.5
経常損失			149,634	△ 380.8
Ⅴ.特別利益			875	2.2
Ⅵ.特別損失	※2,3		86,214	219.4
税引前中間純損失			234,973	△ 598.0
法人税、住民税及び事業税			475	1.2
中間純損失			235,448	△ 599.2

中間株主資本等変動計算書
（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

（単位；千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成20年 3 月 3 1 日残高	460,000	440,000	440,000	△ 478,184	△ 478,184	421,815
中間会計期間の変動額						-
新株の発行	100,000	100,000	100,000	-	-	200,000
資本準備金の取崩による欠 損填補	-	△ 440,000	△ 440,000	440,000	440,000	-
中間純損失	-	-	-	△ 235,448	△ 235,448	△ 235,448
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-
中間会計期間の変動額合計	100,000	△ 340,000	△ 340,000	204,551	204,551	△ 35,448
平成20年 9 月 3 0 日残高	560,000	100,000	100,000	△ 273,632	△ 273,632	386,367

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第3期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 繰延資産の処理方法 4. 引当金の計上基準 5. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	貯蔵品 最終仕入原価法によっております。 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8年～15年 器具備品 3年～10年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。 (3) 長期前払費用 5年間で每期均等償却を行っております。 創立費 5年間で每期均等償却を行っております。 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第3期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
※ 1	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,637千円 器具備品 20,932千円

（損益計算書関係）

第3期中間会計期間
 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1 減価償却実施額
 有形固定資産 4,344千円
 無形固定資産 9,189千円

※ 2 特別損失
 減損損失 86,214千円

※ 3 減損損失
 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	住所
全社資産	建物、器具備品、ソフトウェア他	東京都豊島区

当社は、全社を単一としてグルーピングしております。これら資産については、金融市況の悪化により営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価格を全額減額し、86,214千円を減損損失として特別損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を零として減損損失を測定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第3期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,000株	4,000株	—	22,000株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 4,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第3期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
重要性が乏しいため注記を省略しております。

（有価証券関係）

第3期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第3期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第3期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
① 1株当たり純資産額 17,562円15銭 ② 1株当たり中間純損失 11,036円81銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり 中間純損失であるため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純損失算定の基礎は以下のとおりであります。

	第3期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
中間損益計算書上の中間純損失（千円）	235,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
差引普通株式に係る中間純損失（千円）	235,448
普通株式の期中平均株式数（株）	21,333

（重要な後発事象）

第3期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
平成21年2月13日開催の臨時株主総会及び同年2月17日開催の取締役会において、以下の内容の募集新株発行を決議し、同年2月18日に払込が完了しました。	
募集新株の数	普通株式 4,000株
募集株式の払込金額又はその算定方法	金 50,000円
募集株式と引き換えにする金銭の払込又は財産の給付の期日又は期間	平成21年2月18日
増加する資本金	金 100,000,000円
新株割当先	4,000株全部を株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋3-1-1）に割り当てる。
払込金額中資本に組み入れない額	金 100,000,000円

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1） 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （4） 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （5） 上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②事業譲受

委託会社と日興シティ信託銀行株式会社は、委託会社を委託者とする投資信託受益権に関する口座管理業務についての事業譲渡契約を平成20年10月16日付で締結しました。

項目	内容
内容及び目的	特定口座の導入対応のための口座管理機関業務にかかる事業の譲受け
相手会社の名称	日興シティ信託銀行株式会社
譲り受ける事業の内容	口座管理機関業務
譲渡の時期	平成20年12月15日

③訴訟事件その他重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：日興シティ信託銀行株式会社
- ②資本金の額：200億円（平成21年1月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

該当事項はありません

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託者として、投資信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、次の書類を提出しました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年3月7日
有価証券報告書	平成20年3月7日
半期報告書	平成20年9月10日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年9月10日

独立監査人の監査報告書

平成20年2月13日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 鴛海量明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの平成19年3月15日から平成19年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの平成19年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年7月19日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成18年6月12日から平成19年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月10日開催の臨時株主総会及び同年7月12日開催の取締役会において新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 2 月25日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 篤海 量明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの平成19年12月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月12日開催の臨時株主総会及び同年5月15日開催の取締役会において新株発行を決議し、同年5月19日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年 3 月10日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鷺海 量明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年2月13日開催の臨時株主総会及び同年2月17日開催の取締役会において新株発行を決議し、同年2月18日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)